

事務所通信



Vol. 9 2014.5.1 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

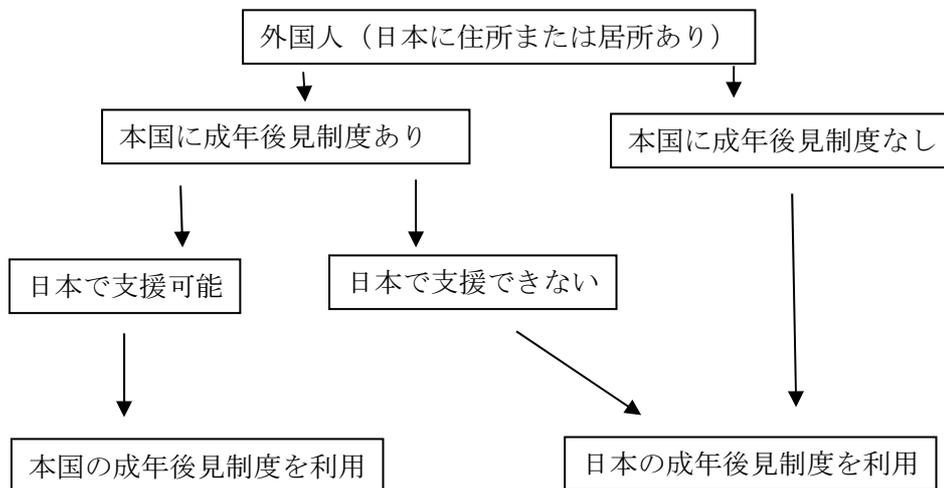
FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

成年後見制度を利用できるのは日本人だけ？

日本にいる外国人で、日本に住所または居所がある人は成年後見制度を利用することができます。(法の適用に関する通則法第5条)

しかし、その外国人の本国に成年後見制度があり、日本国内で後見の事務を行う者がいる場合には、日本の成年後見制度より本国の成年後見制度が優先して適用されます。(法の適用に関する通則法第35条)



例えば、日本に住所がある外国籍の方で、本国に成年後見制度がある場合でも、本国の制度の基では日本国内での支援ができない場合には、日本の成年後見制度を利用することになります。

「成年後見制度がある国々」

アメリカ合衆国（各州によって内容が異なります）、フランス、イギリス、ドイツ、カナダ（各州によって内容が異なります）、スウェーデン、オーストラリア、台湾、韓国など

成年後見相談窓口

成年後見に関するご相談は当事務所の他に、下記での電話相談も可能ですのでご紹介します。

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 本部（日本行政書士会連合会館内）

平日 13：00～16：00 まで ☎0120-874-780

○一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 滋賀県支部（滋賀県行政書士会館内）

平日 9：30～17：00 まで ☎077-523-4610

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとは全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有するものを正会員とする一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、その人らしい自立した生活が安心して送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートいたします。

編集後記

毎年4月は、所属しておりますコスモス成年後見サポートセンターの広報月間です。今年も滋賀県内では彦根、草津、甲賀、大津の4か所で無料相談会を開催しました。私も、4月13日彦根会場、4月20日草津会場に相談員として参加しました。

「親御さんの成年後見利用について」「お子さんの将来に備えてできることについて」「相続について」など様々なご相談をお受けいたしました。

相談に来られた方が笑顔で会場を後にされる時が、相談を受ける者として何よりの幸せです。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモス滋賀、守山商工会議所

